

神奈川県における高次脳機能障害支援モデル事業

1. 神奈川県における事業体制

1) 実施施設

神奈川県では、神奈川県総合リハビリテーション事業団が平成13年度より平成17年度までの高次脳機能障害支援モデル事業の委託を受け事業を実施している。平成15年度までの期間は、神奈川リハビリテーション病院が拠点病院となり、平成16年度からは、神奈川県リハビリテーション支援センター（以下「地域支援センター」）が拠点施設となった。

2) 支援の検討体制について

平成13年度より「高次脳機能障害連絡調整委員会」、平成16年度より「支援体制整備推進委員会」を設置した。両委員会は当事者団体代表、県行政担当者（県障害福祉、精神保健、医療担当）、県保健福祉事務所職員、県更生相談所職員、市町村障害福祉課ケースワーカー代表、身体障害者施設協会代表、障害者就労支援機関担当者、精神科クリニック医師、学識経験者等を委員に構成された。

平成16年度からは、「支援体制整備推進委員会」に県内の就労支援機関代表や学識経験者を委員とした「就労支援作業部会」を設置した。「就労支援作業部会」では、県内における就労支援体制を推進するために神奈川県の特徴を生かし、神奈川障害者職業センター、神奈川県障害者就労相談センター、神奈川リハビリテーション病院の広域就労支援機関が相互機能を生かし高次脳機能障害者の就労支援に当たる方策や、地域内就労支援機関との協力および就労支援関係者養成の方策について検討を進めた。

なお、拠点施設内には「高次脳機能障害支援対策整備推進検討会議」を設置し、拠点施設内における事業内容の検討を行うとともに、「かわら版」を発行し事業実施状況等について県内外の関係機関等に案内をおこなった。

3) 職員体制

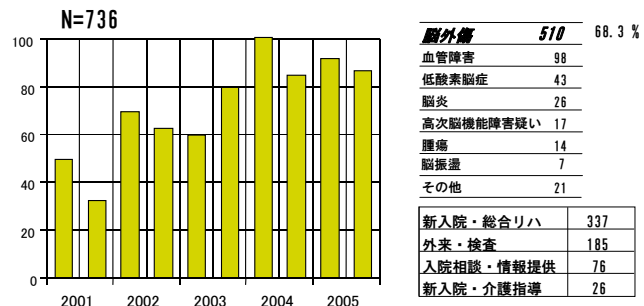
高次脳機能障害支援モデル事業（以下「モデル事業」）の実施に当たっては、医療ソーシャルワーカー（平成16年度からは支援コーディネーターとして配置）、心理士、更生施設生活指導員を各1名配置した。

2. 拠点病院について

1) 拠点病院について

平成13年度から神奈川リハビリテーション病院が拠点病院となり、医学的リハビリテーションや職業的リハビリテーション、および総合相談支援を実施してきた。平成16年度以降も在宅生活者などが診断・評価ならびに社会参加支援を求めて拠点病院を受診している。拠点病院への受診を介して社会生活支援に移行する

図1 神奈川リハビリテーション病院
脳損傷外来 受診状況（平成13年度～）



人たちが多い状況であり、拠点病院の役割の重要性はモデル事業開始後に一層の高まりを示している。

2) 外来受診者の増加

平成13年度以降の「脳損傷リハビリテーション外来」新規受診者数は736名であり、脳外傷者が510名（68.3%）と最も多い。新規外来受診者は増加傾向にあり、検査（評価）目的の外来者が約25%おり、本人や家族には障害状況を把握したいというニーズが高い傾向にある。（図1）

3) 心理科および職能科等の外来者の増加

拠点病院である神奈川リハビリテーション病院が提供するリハビリテーションサービスの中では、心理職による神経心理学的評価や障害理解及び対処方法への支援、職業指導員による職能訓練や就労支援、体育指導員による体育訓練などの件数が増加してきている。（図2・図3）

医師をはじめ複数のリハ専門職がチームとなり社会生活に根ざしたリハビリテーションを提供することが拠点病院の役割として一層重要になってきている。

図2 神奈川リハビリテーション病院心理科対応者

年度	新規外来への評価件数	入院者を含めた実数
平成14年度	37名	482名 (3年間・小児含む)
平成15年度	35名	
平成16年度	78名	
心理士は上記の神経心理学的評価以外に個別の認知訓練やカウンセリング支援、通院プログラム支援を実施。		

図3 神奈川リハビリテーション病院職能科対応者

平成17年4月から平成17年12月の職能科外来利用者		
外来訓練者数	高次脳機能障害者数	
108名	85名	
外来訓練者は週1～4回程度来院。訓練時間は状況により設定。		
	復職	新規就労
脳外傷	6名	3名
脳血管障害	8名	0名
訓練継続中の方が多い		

4) 高次脳機能障害者通院グループ訓練

神奈川リハビリテーション病院では平成14年度より高次脳機能障害者外来グループ訓練「通院プログラム」を実施している。このプログラムは障害認識の向上や自信の回復などへの支援を行い、社会参加の促進を図ることを目的にしている。4ヶ月間の訓練を実施した第7期までの利用者は46名であり、プログラム開始時は27名が在宅無職の状態であったが、平成17年12月時点では在宅無職の状態の人は12名になっている。プログラムは、個別の支援計画がセットになっている点に特徴がある。利用者に対しては、将来的目標に向けた移行段階（他機関利用）の間の継続フォローや就労後など社会参加後も継続的フォローを行なっている。

図4 通院プログラム利用者の帰結 平成17年12月時点
(第7期までの平成14年7月～平成16年2月の利用者、現在は第9期実施中)

プログラム 開始時状況	人数	支援移行	帰結	備考	
休学	4	能力開発校 4名 職業セ・ター 2名	復学(大学) 復職 7名	4名 就労後 離職 2名	
休職(自営含む)	13	更生施設 3名	新規就労 能力開発校 2名	12名	
無職・在宅	27	通所授産 2名	進学 2名	在宅者 通院継続 9名	
施設利用	2	地域作業所 1名	地域作業所 4名		
		授産施設 1名	授産施設 1名		
		デイサービス 1名	更生施設 2名 在宅生活 12名		

3. 拠点施設における事業内容

平成16年度からの高次脳機能障害支援モデル事業では、地域支援センターに支援コーディネーターを1名配置し、地域支援センターの地域支援機能を活用した事業を展開した。

平成 16 年度からの支援事業の概要は図 5 に示した内容である。

1) リハビリテーション 専門職の地域派遣

市町村や地域の障害者福祉施設などからの依頼を受け、高次脳機能障害者への訪問支援を実施している。訪問者は主に支援コーディネーターと心理士である。訪問支援は、療護施設入所者支援、有料老人ホーム入所者支援、地域作業所利用者支援、在宅福祉サービス利用者支援、授産施設利用者支援、地

域内カンファランス（助言者）、就労支援機関主催カンファランス（助言者）などの際に実施された。多くの場合において施設職員やホームヘルパーなどの身近な支援者が、障害特性を理解すること、対処方法の習得や確認をすることにより問題が軽減される傾向がみられた。

2) 研修および啓発事業

神奈川県総合リハビリテーションセンターでは、モデル事業開始前の平成 12 年度より啓発・支援者養成を目的に「高次脳機能障害セミナー」（基礎編、実践編）を開催している。基礎編への延参加者は 1312 名、実践編への延参加者は 347 名になっている。

地域支援センターでは「高次脳機能障害セミナー」以外にも、県更生相談所市町村職員研修、県精神保健福祉センター市町村職員研修、身体障害者施設内研修（療護施設）、市町村生活支援事業所主催地域従事者研修、MSW・保健師等の職能団体等が主催する研修に講師派遣を行ない研修・啓発活動を実施した。

また、院内用に高次脳機能障害支援に関する 30 種類以上のテーマ別パンフレットを作成し、来院者に配布を行なっている。

3) 当事者団体との協働支援事業

平成 14 年度より「NPO 法人脳外傷友の会ナナ」の協力を得て神奈川リハビリテーション病院内に協働事業室を開設した。協働事業室事業では当事者会のピアサポート力とリハビリテーション専門職の力を連携させた支援や、当事者団体独自の支援活動が行われている。平成 14 年度からの協働事業室来室者の延人数は 7297 名になっている。

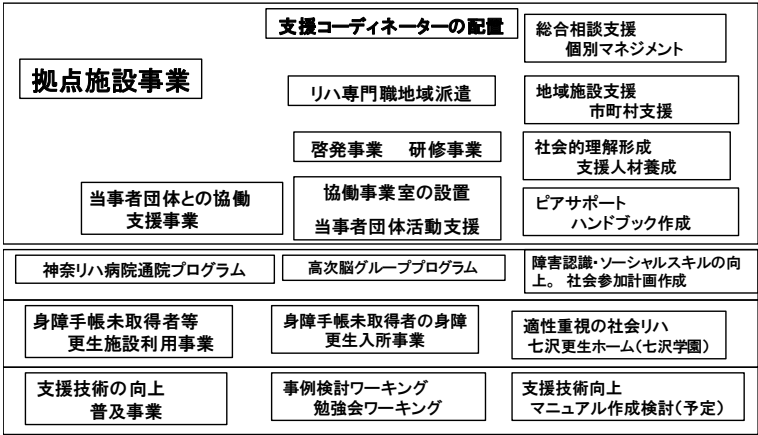
4) 身体障害者手帳未取得者の身体障害者更生施設利用事業

平成 16 年度より試行的に身体障害者手帳未取得者 2 名（精神障害者保健福祉手帳取得者）に対して身体障害者更生施設（七沢更生ホーム）利用サービスを提供している。両名には、社会参加に向けた社会リハビリテーション支援が必要であるが、他に適当な施設がないために身体障害者更生施設においてリハビリテーションプログラムを提供中である。現状の評価では身体障害者更生施設の利用が適切であったと考えられる。

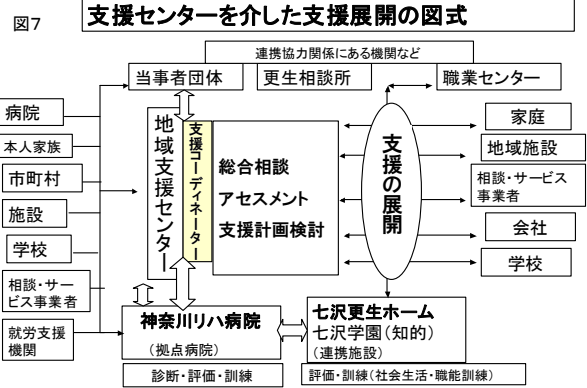
5) 支援コーディネーターの配置

平成 16 年度より拠点施設に支援コーディネーター 1 名を配置した。拠点施設および支援コーディネーターによる支援は図 7 のように展開されることが多い。

図5 平成16年度からの拠点施設の支援事業



支援コーディネーターの役割は、①個別支援の実施（情報提供・社会参加計画策定）、②就労支援機関・地域福祉施設との調整、③市町村や地域機関からの依頼に対する訪問支援、④他機関主催研修へのサポート、⑤機関連携および新たな支援ネットワーク作り、⑥当事者団体との協働支援および当事者団体活動支援、⑦高次脳機能障害者外来通院グループ訓練の運営スタッフなどであった。



平成16年9月から平成17年12月までの間に支援コーディネーターが対応した高次脳機能障害者または家族の実人数は213名（世帯）であり、障害原因や面談者数は図8のようになる。

面談実施者143名のうち、初回面談時に福祉的な支援や就労等につながりがなかった者は125名であった。125名のうち支援コーディネーターが関与したことが新たな社会との関係作りに結びつく要素になった者は、54名であり、内訳は福祉サービス利用者24名、就労支援機関への移行者18名、一般就労者18名（福祉サービス利用者1名・就労支援機関移行者5名を含む）であった。支援コーディネーターの関与が、社会参加支援等に果たす役割が大きいことがうかがえた。また、143名のうち国民年金や労災保険などの社会保険制度により年金受給が可能であるにも関わらず対象になることを知らずに申請時期を過ぎていた者が21名いた。この中には複数の相談機関などが関わっていた者もあり、相談支援者の社会保障制度に関する理解不足が高次脳機能障害者の経済生活に与える影響が懸念される状況であった。

図8 支援コーディネーターの対応状況（傷病名と面談対応者数）
（平成16年10月～平成17年12月）

面談実施者	143名
訪問件数	35

傷病名	人数
脳外傷	144名
脳卒中	47名
その他	22名
計	213名

相談件数
1212件（延べ）

4、 神奈川県におけるモデル事業実施の成果

神奈川県では、拠点病院および拠点施設の利用者が増えており、拠点となる支援窓口が地域支援者や当事者に理解されてきていると考えられる。また、拠点病院および拠点施設の専門的診断・訓練機能、総合相談機能が地域の障害者福祉サービス機関や就労支援機関、それに当事者団体などとの連携を通じて個々の高次脳機能障害者に提供されるようになってきている。医療、福祉、職業、教育、当事者団体という分野を超えた新たな支援連携が築き始められ、モデル事業の成果があったと考えられる。

平成18年度以降の「高次脳機能障害支援普及事業」を効果的に実施するためには、①地域の相談支援体制の強化、②利用可能な障害者福祉施設の拡大、③就労支援の充実、④権利擁護（財産管理と身上監護）の推進、⑤支援者養成、⑥人的配置を含めた拠点施設の機能強化などが課題となると考えられる。